

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	令和7年度 城原川導水ポンプ外機械設備修繕工事
工 事 概 要	城原川導水ポンプ場 3号流量調整弁 1台更新 佐賀導水操作室遠隔監視サーバ 1式更新
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀河川事務所長 古賀 満 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
契 約 年 月 日	令和 7年 7月 7日
契 約 業 者 名	(株)西島製作所 佐賀支店
契 約 業 者 の 住 所	佐賀県佐賀市唐人2-5-8 佐賀中央通りビル5階
契 約 金 額	29,700,000円(税込み)
予 定 価 格	29,733,000円(税込み)
随意契約によることとし た理由	本工事は、佐賀河川事務所が管理する城原川導水ポンプ及び佐賀導水操作制御設備が経年劣化しているため、流量調整弁等の更新を行うものである。
工 事 場 所	佐賀県神埼市神埼町横武地先外
工 事 種 別	機械設備工事
工 期 (自)	令和 7年 7月 8日
工 期 (至)	令和 8年 3月31日
備 考	入札情報サービス (PPI) (https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工事名 令和7年度 城原川導水ポンプ外機械設備修繕工事
2. 施工場所 佐賀県神埼市神埼町横武地先外
3. 契約の相手方 住所：佐賀県佐賀市唐人2-5-8
会社名：(株)西島製作所 佐賀支店
支店長 山口 大二郎
電話：0952-24-0551
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該工事の目的
本工事は、佐賀河川事務所が管理する城原川導水ポンプ及び佐賀導水操作制御設備が経年劣化しているため、流量調整弁等の更新を行うものである。
 - 2) 工事の内容
本工事は、流量調整弁等の更新を行うことにより、維持管理に万全を図る工事である。
 - 3) 随意契約に付する理由
本工事を実施にあたっては、当初工事契約の受注者（以下「当初受注者」という。）が独自に管理し保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。
排水機場ポンプ設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、一部の機器を修繕する場合でもシステム全体の熟知が必要となる。
(株)西島製作所は、当該設備の当初受注者であり、当該設備のノウハウを有し、システム全体を熟知している。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として(株)西島製作所を特定し、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成18年9月28日付け国官会第935号）に基づき、(株)西島製作所以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、(株)西島製作所が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。
よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

管理課長